

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【公開番号】特開2019-30416(P2019-30416A)

【公開日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2017-152376(P2017-152376)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月1日(2021.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行う遊技機であって、

表示手段と、

遊技に対するのめり込み防止に関する注意喚起画像を前記表示手段に表示可能な注意喚起手段と、を備え、

前記注意喚起手段は、少なくともデモンストレーション表示可能な待機状態のときに前記注意喚起画像を前記表示手段に表示可能であり、

前記遊技機が電断から復旧してから前記待機状態において前記注意喚起画像が表示されるまでの期間と、前記遊技機が初期化されてから前記待機状態において前記注意喚起画像が表示されるまでの期間とが異なり、

前記待機状態において、前記デモンストレーション表示が終了した後に、前記注意喚起画像が表示され、

前記注意喚起画像の表示期間は、前記デモンストレーション表示の表示期間よりも短い、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

(1) 遊技を行う遊技機であって、
表示手段と、

遊技に対するのめり込み防止に関する注意喚起画像を前記表示手段に表示可能な注意喚起手段と、を備え、

前記注意喚起手段は、少なくともデモンストレーション表示可能な待機状態のときに前記注意喚起画像を前記表示手段に表示可能であり、

前記遊技機が電断から復旧してから前記待機状態において前記注意喚起画像が表示されるまでの期間と、前記遊技機が初期化されてから前記待機状態において前記注意喚起画像が表示されるまでの期間とが異なり、

前記待機状態において、前記デモンストレーション表示が終了した後に、前記注意喚起画像が表示され、

前記注意喚起画像の表示期間は、前記デモンストレーション表示の表示期間よりも短い

。 遊技機は、以下のように構成されてもよい。

遊技を行なう遊技機（たとえば、パチンコ遊技機1、スロットマシン）であって、

表示手段（たとえば、画像表示装置5）と、

前記表示手段の近傍に設けられ変化（たとえば、位置または形状が変化（変位、変形））可能な部品（たとえば、可動役物400）とを備え、

前記表示手段は、前記部品の変化に対応した所定画像（たとえば、エフェクト画像P3、第2発光ユニット320～第9発光ユニット390から発せられる複数の点状の光L1のパターンP1を模した点状の光画像L2のパターン画像P2）を表示しているときに、前記所定画像とは異なる特定画像（たとえば、遊技者にとって有利な有利状態となるか否かを示唆するキャラクタ画像C1～C3などの示唆画像）を表示可能であり、

前記所定画像は、前記特定画像に重畠する第1部分と、前記特定画像に重畠しない第2部分とを含む（たとえば、図17、図20参照）。